

## 平成30年第3回氷川町議会定例会会議録（第2号）

平成30年6月12日

午前10時00分開議

於 議場

### 1. 議事日程（第2日目）

日程第1 一般質問

### 2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 西尾正剛	2番 木下厚
3番 河口涼一	4番 清田一敏
5番 長尾憲二郎	6番 吉川義雄
7番 上田俊孝	8番 三浦賢治
9番 米村洋	10番 松田達之
11番 片山裕治	12番 上田健一

### 4. 欠席議員はなし。

### 5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 草野信一 書記 畑野照美

### 6. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣	副町長 平逸郎
教育長 太田篤洋	総務課長 陳野信次
企画財政課長 濤岡美智代	税務課長 西田美子
町民環境課長 野田俊明	健康福祉課長 山本昭義
農業振興課長 前田昭雄	農地整備課長 尾村幸俊
建設下水道課長 前崎誠	総務振興課長 稲田和也
商工観光課長 平山早苗	会計管理者 橋本智明
学校教育課長 岩本博美	生涯学習課長 増永光幸
農業委員会事務局長 星田達也	

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（上田健一君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（上田健一君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。なお、発言者において項目ごとの質問が終わるときは、その旨を申し出てください。

7番、上田俊孝君の発言を許します。

○7番（上田俊孝君） 皆さん、改めまして、おはようございます。7番議員、上田俊孝が上田健一議長のお許しを得て、一般質問をさせていただきます。

まずは先の町政懇談会、5月14日から28日の6回にわたっての町民の方々の意見を聞いていただき、町長並びに執行部の皆さま、ありがとうございました。また、ご苦労さまでした。

人生の教訓の中では「マクロを見てミクロを見る。大を見て小を知る。」という言葉があります。先の国会では働き方改革の法案が可決しました。働き方改革は残業を減らし、業績をアップし、給料を上げることだと思いますが、真の意味での働き方改革は経営トップである社長が社員の不平不満を聞くことだと思います。また、行政においても、私たち家庭においても同じことが言えるのではないかと思います。

また、ある報道番組では、日本国において現在約2,000万人の労働不足が出ております。大変なことになっているかなと思います。終戦後、団塊の世代の中で一番出生が多い昭和24年生まれの人が約270万出生。現在平成29年生まれの方は94万人になっていて、外国人労働者は約120万人だと思われています。まさに縮小日本の到来が来たかなと思われまます。

さて、本題の一般質問の小を見る町民の皆さまの声をお届けしたいと思います。

一般質問の内容、質問事項1、多目的グラウンド整備について。

質問要旨、ア、町内にグラウンドゴルフ等に使用できる広場は何箇所ありますか。イ、宮原地区に整備計画はありますか。

以上を一般質問の議題とさせていただきます。速やかな答弁のほう、よろしく願いします。

○議長（上田健一君） 上田俊孝君の質問事項、多目的グラウンド整備についてのアからの答弁を求めます。

生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） ただいま質問要旨にございましたア、イ、一括してお

答えさせていただきます。

町内にグラウンドゴルフ等が使用できる広場についてですが、日本グラウンドゴルフ協会における標準コースが8ホール取れる広場とした場合、竜北地区で竜北グラウンド、松本橋公園、竜北公園上の農村広場、若洲地区の農村交流広場、ひろぎ遊水池横の網道公園の5カ所、宮原地区で桜ヶ丘グラウンド、施設管理者が八代生活環境事務組合になりますが、梶地区にございます八代生活環境事務組合第一グラウンド、第二グラウンドの3カ所で、町内8カ所となっております。

続きまして、宮原地区における多目的グラウンドの整備計画についてですが、第2次総合振興計画の重点プロジェクト、⑥生涯スポーツ推進プロジェクトにおいては、既存施設の保全、整備等による従事に努め、利用拡大を図ることとしているところで、現時点では新たな施設整備計画はございません。しかしながら、新たな施設の整備に取り組んでいくことによりまして、生涯スポーツの振興はもとより、自らが健康づくりに取り組む環境が、より一層推進されるものとも考えられます。桜ヶ丘グラウンドの立地場所等を考えますと、高齢者の方が自ら健康を維持するために利用するには利便性に乏しい現状がございます。この点を踏まえますと、多目的広場等の整備の精査も必要と考えております。

以上です。

○議長（上田健一君） 上田俊孝君

○7番（上田俊孝君） どうも答弁ありがとうございます。

現在、私はグラウンドゴルフ協会宮原支部会員83名のうちの1人です。宮原地区では現在8本を使えるグラウンドゴルフ会場は、現在、桜ヶ丘グラウンドの1カ所だと思われます。桜ヶ丘グラウンドは山の上であり、大変高齢者が利用するには利用しづらい環境にあります。また、宮原支部等のグラウンドゴルフ大会は年16回もあります。高齢者の健康づくりには大変役立っているかなと思われます。また、高齢者の一番の楽しみだと思います。ひいては健康を維持することにより、私も国民健康保険のほうの診療をさせてもらっております一員ですが、健康になれば、国民健康保険料の利用削減にも貢献するかなと思っております。その中で、私もグラウンドゴルフしてる中で、グラウンドゴルフの年16回の大会のときはいいんですけど、高齢者の方が毎日ですね、ほぼ朝8時、10時、12時に分けて練習をなさっておるわけですね。その中で大会のときは車の乗り合わせで行きますけど、あとは練習のときは個人で行かないかんとということで、非常に山の上にある桜ヶ丘グラウンドが非常に練習面では非常に困難かなと思われます。非常にお年の方はこのグラウンドゴルフを非常に楽しみになさって、一つの生き甲斐かなとも思っております。

現在ですね、町内のグラウンド面積を私ちょっと調べてみましたら、桜ヶ丘グラウンドが2万3,280平米ですね。坪数に直すと7,054坪、これは桜を植えてるところとか、斜面いろいろ含んでの坪数になっております。また竜北グラウンドの面積は1万8,522平米、坪数にして5,612坪です。私はグラウンドゴルフにおいてですね、できれば宮原地区において、グラウンドコース8面を取るとしたら、最低ですね3,300平米、約1,000坪のですね面積が必要かなと思っております。旧宮原町においてですね、先人の方が努力されて、桜ヶ丘グラウンドにおいてもそのとき精一杯やられたと思いますけど、今にして思えば、平地、更地のほうに作ってもらえばこんな質問もせんでよかったかなと思っております。これは時の流れでですね、仕方ないかなと思っております。

その中でですね、今、区長さんあたりに区の要望とかいろいろありますけど、区の要望の中でこういう多目的グラウンドの要望があったのかどうか答弁をお願いします。

○議長（上田健一君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 地区要望等でグラウンドゴルフに利用できるそういう整備の要望があったかというご質問ですが、現在、下宮地区のほうからはまどん公園付近にグラウンドゴルフ等に利用できる程度の拡張ができないかというところでご要望は上がっております。それにつきましては、現在、現状を確認いたしまして、方向性を出したいと考えたいと思います。

以上です。

○議長（上田健一君） 上田俊孝君

○7番（上田俊孝君） 以前はですね各出身の議員さんたちが町民の意見、区の意見、要望を出していたんですけど、今、ほとんどのですね地域住民の要望は区の要望でほとんどですね、出されとるかと思っております。その中で下宮地区から要望があったちゅうことですね、やっぱり私たちは、町民の声を届けるのが私たちの仕事かなと思っております。いろいろですね状況はあるかと思っておりますけど、一応、現状をお尋ねしました。

その中でですね、多目的グラウンドというのは、グラウンドゴルフ、運動するちゅうところだけの目的じゃなくてですね、もう一つあります。災害時のですねときに一つの、私も2年前、熊本地震の中で竜北の道の駅のところで車中泊を15日ぐらいですねしました。非常にですね余震があったせいで夜の8時になるとですね、家内がもう不安だからちょっと家におるのが怖いちゅうところで、竜北の道の駅の駐車場をですね利用させてもらいました。もう早く行かんと満席なんですよ、あの駐車場が。その中で家内と2人、そして近所に家内のおふくろがおるもんですか

ら、3人でですね車中泊をした。ある面でいい思い出があったかなと思とります。その面でもですね、多目的グラウンドちゅうのは災害時の車中泊と駐車場のスペースの利用もできるかなと思とります。その中でそれを含めてですね、必要に非常に大事かなと思とります。この多目的グラウンド、特にですね私この間西上宮区でのですね自主防災訓練に参加させてもらいました。その中でですね、この災害時においてのですね、RKK熊本放送のビデオ47分間見させてもらいました。その中である教授が言うと言われるのが、地籍の中でこの間布田川断層は一応落ち着いたけど、まだ日奈久断層がですね、まだ来る可能性があるということで、確率はですね20年以内に3割の確率で地震が来るだろうと、清水洋九州大学地震火山観測研究センター所長が言うとります。ビジョンですね、今まで過去地震、東の大震災、いろいろな豪雨とかある中で、私たちも行政のほうも政府のほうも、想定外ということはなかなか禁句になつとるかなと思とります。その中でそういうスペースの利用できるところでですね、もう1回担当課長の答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（上田健一君） 生涯学習課長、増永光幸君。

○生涯学習課長（増永光幸君） 広さ等を含めての答弁ということですが、現時点では、先ほど回答を申しましたとおりですね、さまざまなそういう方向性を検討する必要があるかと思いますので、今回いただきました一般質問の内容を総合的に判断する必要があるかと思えます。これにつきましてはですね、先ほどの下宮地区の地区要望で上がっていましたが、地区要望とは別に考えを持つ必要があるのか、それともそういう部分も含めて宮原地区の多目的広場にするのかとか、さまざまな要素を含んでおりますので、そういう部分を今後改めて検討をさせていただければと思えます。以上です。

○議長（上田健一君） 上田俊孝君

○7番（上田俊孝君） 「小を見て大を知る。大を見て小を知る。」ちゅう言葉のとおりですね、非常に私の質問ちゅうのは町民の意見が頭にあるかなと思とります。それに対して町長の答弁ほうよろしくをお願いします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） お答えをいたします。

宮原地区の多目的グラウンドにつきましては、以前からですね、町政懇談会でもご要望をいただいております。それぞれのどっかい場所はないかというですね、場所の選定までですねある程度行ったこともございますが、なかなか適地がないということでございました。そういった中で今回の第2次の総合振興計画の中でもですね、生涯スポーツの推進という項目の中で、今おっしゃいました多目的広場の整備というのを1項目上げさせていただきました。それは子どもから高齢者までです

ねスポーツに親しみ、その中でそれぞれの健康を維持していただく、そういった場にしていただくということの目的でございます。あわせて一昨年熊本地震、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、多くの皆さま方が避難をされ、車中泊等々をですね、避難生活を続けられたことも体験をいたしました。そういった意味ではですね、スポーツのみならず、いざというときのそういった避難場所としてもですね、このグラウンドというのは大いに役立つものというふうに認識をいたしております。その上で先ほど課長が申し上げましたとおり、地区からの要望も受けておりますし、以前からのですね、愛好者の皆さま方からの要望も受けております。しっかりそのですね気持ちというものを受け止めまして、前向きにしっかり検討を進めていきたいというふうに思っております。先般、中塘公園の整備をさせていただきました。それも一つそういった意味も持たせて整備をしたところでございまして、ただ単に公園をですね造ったということではございません。狭い中でもですね、グラウンドゴルフを楽しもうと思えば楽しめるスペースはございます。あるいはそれぞれの地区にもですね地区の公園がございます。工夫をすればですね、フルコースは取れませんけれども、そういった練習したり、楽しめる場所はあるのかなと思っております。そういった中でですね、できれば桜ヶ丘グラウンドまで行かずに近いところでですね、そういったスポーツをする場所があるということは意義のあることだなというふうに思っております。先ほど課長が答弁申し上げましたとおり、これからしっかりですね、検討を進めて実現に向けて頑張ってもらいたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 上田俊孝君

○7番（上田俊孝君） 町長、答弁ありがとうございます。

藤本町長は現在3期目、竜北地区においても非常に評判がよくファンが多いと思います。また宮原地区においても、宮原振興局の建設、八火図書館、秋山ギャラリー等の開設に尽力尽くされておられて、宮原地区においても大変評判がよく、ファンが多いと思います。よってもうひと踏ん張りしてもらって、実現に向けてですね、前を向いてもらおうと思っております。

その中で、第二次氷川町総合振興計画の中で町民憲章、「1、人が尊重され生きがいを感じるあたたかい町にします」という憲章があります。これを重んじてですね、将来においても実行してもらえばいいかなと思っております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。本日は執行部の優しいふんわりとした答弁、誠にありがとうございます。

これで上田健一議長、終わります。

○議長（上田健一君） 以上で上田俊孝君の一般質問を終わります。

次に、6番、吉川義雄君の発言を許します。

○6番（吉川義雄君） おはようございます。6番議員、吉川義雄です。通告に沿って2項目質問をいたします。今回も質問時間30分ですので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、小中学校の給食無料化についての考えを4点ほどお尋ねいたします。

本町の小中学校の給食費は現在いくらでしょうか、また徴収方法はどうなっていますか、実態をお聞かせください。

公立小中学校の給食費無料化や一部補助、助成を導入する自治体が増えてきています。子どもの多い家庭などは負担が大きいということから、第2子、第3子について無料化や一部補助をする自治体もあります。西日本新聞の報道では、公立小中学校の給食費について2015年度九州7県の233全市町村の約3割、64市町村が全額または一部を補助していると報道していました。熊本県内でもこうした取り組みが始まっています。人吉市は1人当たり1,000円の補助となっています。県内の状況を把握しておられますか。もし状況を把握しておられればお聞かせいただきたいと思います。

給食費の無料化が取り組まれる理由の一つとして貧困問題があります。ここ数年子どもの貧困が問題となっています。厚生労働省は子どもの総体的貧困率が過去最悪の16.3%となったと公表しています。これは6人に1人の子どもが貧困ということでもあります。こうした中、子どもに食事を提供する「子ども食堂」が全国で2,200カ所を超えて設置されています。熊本県内でも31カ所設置されていると報道されています。また学校給食を無料化し、全ての子どもに食のセーフティネットをと訴えている大学教授もおられます。

もう一つの理由として少子化対策として取り組んでいるところがあります。大分県豊後高田市は、高校生までの医療費無料化と給食費無料化を、本年4月から同時に始めました。人口減、少子化対策と位置付けてのことのようです。本町も人口減、移住定住対策として、また子育ての環境整備と位置付けて取り組んではと思いますが、その考えがあるかお聞かせいただきたいと思います。

2番目に、就学援助金、入学準備金の前倒し支給、入学前に支給することではありますが、これができないかお尋ねをいたします。

本町の就学援助の実態はどうなっていますか。就学援助制度の周知方法、現在援助者数はどうなっているかお聞かせください。就学援助の中には学用品、あるいは修学旅行、部活などの費用が含まれています。また、入学準備金というのが新入学する子どもたちにはあります。この入学準備金の支給は現在どうなっていますか、お尋ねいたします。全国的にも新入学の子を泣かせないと入学準備金の前倒し支給、

入学前支給を求める運動があります。そうした中、前倒しをする自治体も増えてきています。特に入学時期はランドセルや制服の購入などに出費がかさむことから、入学前に支給されれば助かりますという声が町内でもあります。本町でもぜひ取り組んでもらいたいと思いますが、その考えをお聞かせください。

以上、2点質問いたします。答弁は簡潔明瞭にお願いをいたします。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君の質問事項が2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、小中学校の給食費無料化についてのアからエまでの答弁を求めます。

学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、小中学校の給食費無料化につきまして、アからエまで一括してお答えさせていただきます。

まずアについてですが、本町の小中学校の給食費につきましては、年額で小学校4万4,000円、中学校5万600円となっております。各学校で毎月口座引落しによる徴収が行われております。

イにつきまして、県内の状況を把握されているかについてお答えいたします。平成29年度学校給食費調査が行われておりますので、県内の給食センター、共同調理場につきましては把握ができております。県内の給食費無償化につきましては、水上村、山江村、荒尾市の1市2村であり、荒尾市につきましては小学校のみの実施となっております。また、一部補助は玉東町、小学校月額1,000円、中学校月額1,600円、南関町、小中学校月額2,000円、和水町、小学校年額880円、中学校年額1,100円と、平成29年度の調査におきまして1市6町2村が補助等の取組みが行われていることの把握はできております。

本町での学校給食の無料化についてということでございますが、学校給食法では、給食施設及び設備に関する経費や従事する職員の人件費は町が負担し、それ以外の経費、つまり給食の材料費は保護者の方が負担することになっております。給食費の助成につきましては、子育て支援や定住しやすい環境づくりに加え、給食を教育の一環として捉える食育の推進などがありますが、町立小中学校4校の現在の児童、生徒約787名分、全額補助で約3,600万円、半額補助でも半分の約1,800万円の財源が必要となり、町財政の負担が大きいこと等を考えますと、ちょっと難しいものと思われれます。ただ、経済的理由による準要保護児童、生徒の保護者に対しましては、就学援助制度による給食費負担分の給付がなされております。昨年度は小学生68名、中学生23名、合計91名の給食費約420万円を就学援助費での支給を行っております。それから、現在は町産米の促進から氷川町産米価差額補助金としまして、平成29年度の実績として42万4,859円の食材費の一部補

助を行っております。給食食材の地産地消の促進面なども今後検討していきたいと考えております。

また、人口減、移住促進対策として子育て環境整備と位置付けて取組む考えはないかについてですが、氷川町の総合戦略におきまして、若い世代に結婚、子育ての場として選ばれる町の事業の一つとして、学校給食費助成事業、子育て時代の経済的負担を軽減するため、小中学校の給食費の一部を補助する事業を新事業として掲げております。今後検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 今答弁いただきました。給食費も年間で1人小学校で4万4,000円、中学校で5万600円、ある保護者の方に聞きました。今は口座引落としになってるとい、振り込みかなという話もされました。これが年間の費用であります。今、課長が言われたとおり、学校給食法第11条の中に食材費については保護者の負担とするというふうになっています。一方、憲法26条の中には義務教育費は無償とするというのが書いてあるわけですね。だから学校給食をどう位置づけるのかという点では意見が分かれるのかなというふうに思っています。自治労学校事務協議会政策部というところも調査をしています。これは学校給食無料化補助が実施され、確認された自治体ということで出されておりました。先ほど課長の答弁と若干違うところもありますが、今課長が言われたとおり、この資料では山江、水上は完全無料というふうになっておりました。先ほど言いました人吉は1人1,000円の補助ということでもあります。しかし、市の担当者は「最終的には全額補助が目標だ。」とこのように言っています。だから段階的に取組みを始めるというところが私は多いのではないかなと思います。特に私は多子家庭というのですか、子どもが多いところ、ここについては積極的に考えていただきたいなと思います。給食とは違いますが、国民健康保険についても子どもの多いところは均等割を削減する、そういった取組みをしてるところもあります。先ほど課長が言われたとおり、町の総合振興計画、この中に先ほど課長が言われた今後の取組みとして学校給食の取組みが書いてあります。これはマル印が前半も後半もマルが付いてるわけですので、もうすぐ取組み始めるということかなというふうに思うんですね。前期後期、どちらかでやるというふうに言われるかもしれませんが、そういう点では、言われた一度には無理かもしれませんが、金額も相当上がります。例えば一部補助で少ない金額で始める、こういったのを早期に取り組むという考えはありませんか、お聞かせください。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） ただいまの一部補助等についてお考えはないかということでございますが、給食の検討委員会等でも消費税の上がること等も踏まえまして、一部補助等のお話は出ております。今後、今、吉川議員がおっしゃいましたように、全額とかいっぺんにというのは無理でございますので、少しずつその辺を検討してまいりたいと思っております。昨年度までができませんでしたので、今年度におきましては、早めその辺を検討委員会等で話し合いを続けていきたいと、今現在考えておるところでございます。

以上です。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） ぜひ、今前向きな答弁されましたので、ぜひ検討をはじめたいと思います。財源の問題があります。本町の平成28年、2016年度の決算書を調べてみました。歳入歳出差引で2億3,669万円ほど残りました。しかしこれは翌年度の次の年の財源にもなっていくというのがあります。一方、財政調整基金、これが23億9,876万、決算書ではなっています。ぜひ、この中のほんの少し融通していただければできるんじゃないかなと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

私はもう1点、子育て支援として取組むことはどうかということで、さっき課長の答弁にもありました。NTTデータ経営研究所の資料というのがありました。このNTTのデータでいきますと、小規模市町村における移住定住の要因と生活状況に関する調査というのがあってるんですね。移住定住施策で最も効果があるのは子育て支援だというふうに書いてあります。これが詳しいデータがいっぱい入っているわけですが、小さな規模の町村は帰ってくる人も多いんだということもあわせて書いてありました。それでこの項目最後にお伺いしたいんですが、経済財政諮問会議、議長は安倍晋三首相ですけども、子育て世代への支援拡充の一環で学校給食の無料化を検討するように求めていくということですね、ここで話がされています。また自民党の選挙政策の中にですね、学校給食無料化も入れるべきだということになっています。ぜひですね、そういう点では国にも働きかけ大いにやってもらいたいわけですが、最後に町長、子育て世代を支援する。移住定住対策にもつながると思います。町長のその考えがあるかどうか、直接は学校部門にありますので、感想だけでも結構です。お聞かせください。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 子育て支援の一環として学校給食の無料化をしてはどうかという趣旨だろうと思っておりますが、先ほど課長が答えましたとおりでございまして、これまでもいろんな検討はしてきているところであります。あわせまして、氷川町

の子育て支援政策はこの学校給食のみならず、さまざまな面です。今一生懸命取り組んでいるところであります。医療費の無料化につきましても来年度4月からは高校生まで無料化するというので、今準備を進めております。また、すこやか赤ちゃんのですね出産祝金制度等も設けさせていただきました。あわせて学校教育の部分のですね、いわゆるハード的な整備をこれまでずっと続けてきたところでありまして、一応ひと段落したところであります。その中で、実は共同調理場のですね給食の、その話がやっと本格的に方向が決まりました。PTAの皆さま方のいわゆるあの協議会の中でご議論をされまして、今現在、それぞれですね宮原小学校、氷川中学校、竜北の3校につきましても共同調理場ということで、給食のメニューが違うわけでございます。それぞれで。そういった中でですね、まずはその辺りを一元化することも大事なかなというふうに思っております。その上で先ほどの給食費のですね補助制度等の議論が深まっていけばいいのかなという思いがございます。子育て支援策としましてはいろいろな制度があると思っておりますけれども、全てができれば一番いいんでありますけれども、やっぱりそこには優先順位を付けてやっていく必要があるというふうに思っております。今後大いにですね、教育委員会の中でこの学校給食の補助制度につきましても議論が重ねられるものというふうに思っておりますので、そういった動向を見ながらですね、これからも進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） ぜひ町長にも頑張ってくださいと思います。先ほど上田俊孝議員も言いましたが、町長は子育てでは頑張っておられます。そういう点では高く評価をしたいというふうに思っています。豊後高田市の話をしきりよっと思いましたが、このたぶん課長さんの話だと思うんですが、よそがやってからでは遅い。だから先行投資で位置付けて取組んだんだと言われております。ぜひ積極的にこの問題取組んでいただきますようお願いいたします。

次の項目をお願いします。

○議長（上田健一君） 次に、質問事項2、就学援助金、入学準備金の前倒し支給、入学前支給についてのアからウまでの答弁を求めます。

学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） それでは、就学援助費、入学準備金の前倒し支給について、ア、イ、ウ、一括してお答えさせていただきます。

アの本町の就学援助費の実態はどうなっているのかについてですが、本町の平成29年度の就学援助費につきましては、町立の小中学校の小学生68名、中学生23名、合計91名に対し、約680万円の支給を行っております。周知につきまし

ては、4月に入りまして学校を通して今現在行っているところでございます。

イにつきまして、就学援助金の支給はどうなっているかについてですが、現在は小学校の入学準備金が4万6000円、中学校の入学準備金が4万7,400円を含めました学用品費、学校給食費等を4月の入学後に各学校を通じて申請をしていただいて、6月の所得確定後に認定審査を行います。その後、申請された保護者の口座のほうへ振込みを随時しております。

ウにつきまして、前倒し支給を求める声もある。本町でも取組んではどうかについてですが、就学援助費につきましては、平成29年12月の文部科学省の就学援助実施状況等の調査結果におきまして、平成29年度就学援助制度の新入学児童、生徒学用品費等の入学前支給の実施状況でも、小学校での入学前支給を実施、または実施予定の市町村の割合が1,751市町村のうち40.6%の711市町村、中学校での入学前支給を実施の市町村の割合が1,743市町村のうち49.1%の856市町村という結果が報告されております。確かに入学時はランドセルや標準服などの購入で出費がかさむことも承知しております。入学準備金の前倒し支給につきましては、現在、宇城市のほうも実施されておまして、八代市も現在検討中と聞いております。氷川町におきましても入学前支給を今後検討したいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） 検討を始めるということですので、ぜひそうしていただきたい。できるだけ早くできるようにお願いをしたいと思います。学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢、児童、生徒の保護者に対しては市町村は必要な援助を与えなさいというふうになっています。これが先ほど課長が言われた文部科学省が就学援助についての通達の一つです。その中に子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備しなさい。教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、子どもの貧困対策推進に関する法律というのを作りました。それを参考にしてくださいということで出されています。これは県の教育長宛てに出された通知でありまして、県はこれを各市町村にきちっと指導しなさいよというふうになっています。実は文部科学省もどれだけの人たちが必要なのかというのもですね、この調査の中で出していますが、実はこういう資料が出てきました。生活保護基準以下の所得。収入から税、社会保険料などを差し引いたもので、暮らす世帯が2016年は705万世帯あり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は22.9%、厚生労働省の推計で分かりましたと

いうふうに書いてあります。生活保護はまた別の問題なんですけど、ではあと7割から8割の人は同じような水準で暮らしているんじゃないかということがここから出てくるわけですね。そういった点では、私は一つは、今周知徹底で4月に学校を通して言われました。たぶん学校ではチラシを配付されているんだと思います。こういうのがありますよ。実は私のことであれなんですけど、私が氷川町に移り住んだ約40年ぐらい前の話ですけど、役場に行ったときに「申請されてますか。」と言われたんですね。「いやそんな何ですか。」というふうに聞いたことがあるんですけど、優しくそのときには手ほどきしていただいて申請ができたというのがあるんですけど、この通知の中で周知をとにかく徹底しなさいというふうに書いてありますが、その点、課長何か考えておられますか、渡すだけではなくて。

○議長（上田健一君） 学校教育課長、岩本博美君。

○学校教育課長（岩本博美君） 周知徹底におきましては、今現在は学校の事務の先生のほうにチラシと申請書等をお願いして周知をしているところでございます。今現在の方法としてはそれだけの考えしかございませんでしたけど、今言われましたように、漏れ等がある場合もございますので、その辺につきましては、今後また検討して周知徹底をしていきたいと考えております。

○議長（上田健一君） 吉川義雄君。

○6番（吉川義雄君） ぜひ周知の強化を図っていただきたいと思います。平成29年3月31日に文部科学省の初等中等局長から各都道府県に通知が出されて、その中ですね、先ほど課長が言われた単価の見直し等もあつてということで、その通知の中に援助が必要な児童、生徒の保護者に対し、必要な援助が適切な時期に実施されるよう、各市町村に通知をしてくださいというのが書いてあります。その文書の中にいくつか添付書類があるわけですが、前倒しして支給された分についても、きちんとその分については見ますと、ただし、前倒しですから前の年に申請をしてくださいと。要するにお金の関係だと思んですけど、そういうふうなですね話もここに出されています。そういう点ではやはり4月に要るけども4月に申請をして認定が6月という、これを見直す時期というのがですね大変だと思います。中学校に関して言えば、小学校から続いてきますので、少しできるのかなというふうに私は個人的には思っています。小学校の場合は保育園とか幼稚園とかいろいろありますので、そういったところから聞かないとわからないのかなと思いますが、前倒しした分についてもきちっと見ますよというのがこの文書になってますので、そういう点では検討をぜひですね急いでやっていただきたいというふうに思います。実は私がこの問題をぜひ取り上げたいなというふうに思ったのは、やはり子どもの貧困のことから感じた点です。教育長あたりは学校現場でいろんな話もされていると思

ますので、子どもが朝食を取って来ない、脳が働かないというんですね。これもですねずっと調べていましたらありました。何で朝飯食べんといかんのかというのは、脳が働く、そのためにはご飯食べてエネルギーが蓄えられないと脳に必要な栄養素が行かない。これは6時間ぐらいしか持たないちゅうわけです。だから朝食大事なんだよということでした。中学校の給食はじゃあ日本全国どこでもやってるのかと、そうじゃないんですね。完全給食じゃなくて弁当持参の日というのがあるんですね。これもデータが出てるわけですが、朝ご飯を食べていない子ども、弁当の日に弁当を持って来ない率が約半分だというわけです。朝も食べない、昼も食べない、じゃあ勉強できるのかというんですね。もちろんそれはただ家庭の問題もありますから、本当はできるのにしてない、あるいは食べられるのに食べてないというのもあるかもしれません。しかし私はそういったのを考えてみて、やはり学校の給食というのは本当に大事だというふうに思っています。ちょっとこんがらがってしまいましたが、だから先ほど言いました学校給食の問題、そしてこの就学援助金の問題、貧困というのがやっぱり大きな要素の一つにあるというふうに思っていますので、ぜひその要望をですね考えて、積極的にこの問題取組んでいただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（上田健一君） 以上で、吉川義雄君の一般質問を終わります。

次に、3番、河口涼一君の発言を許します。

○3番（河口涼一君） おはようございます。3番議員の河口でございます。今回も連続してこの場に立たせていただきましたが、連続して質問しているわりには質問力がなかなかアップをしませんで、上達をいたしておりません。それに反比例するんですが、記憶力は薄れてきまして、その分忘却力が上達するという、誠に情けない状態が続いております、毎回質問が終わった後に反省するばかりでございます。しかし、私が趣味の中でウォーキングをしていますと、最近呼び止められることが増えてまいりまして、ある方からは「議会の広報誌読んだばい。」と、「あんたが質問したことで、そんなことについてはわかるごとなった。」と、「また頼むばい。」と、さらにはですね、また違う方からですが、「あんたずっと歩きながら空き家とか空き地ば見回りよるてな。」と、「いやいや、そういうことはありません。ただ時間もあましてですね、運動がてら歩いているばかりです。」というようなお答えをしてるんですが、「頑張ってですね質問を続けてくれ」というありがたいお声をいただくわけですが、こういうエピソードからですね、私は今後質問していくに当たって、町民の皆さんが関心を持たれる、興味をお持ちのようなことに対してですね、お尋ねをしていきたいというふうに考えております。回答者におかれましては、私は質問時間はなるべく短くしたいと思っておりますので、わかりやすく丁寧にゆっくり

とご回答いただければというふうに思います。

それでは、質問の内容に入りますが、今回、質問事項は1点です。農業の振興についてということですが、これも実は4年ほど前に、正確に言いますと平成26年の9月議会で同様の質問をしていると思いますが、ほぼ内容的には重複する内容だと思いますが、この4年間でですね、約4年間でどういうふうに推移してきたのか、このことについてお尋ねをしたいというふうに思います。

質問事項、農業の振興について。

質問の要旨、ア、農家戸数、農業生産高、所得の推移について。

イ、主要作物の生産個数、生産高について。これは上位5品目ほど抜粋していただければよろしいかと思えます。

それから、ウ、アとイを受けまして、今後の課題、展望についてご説明ください。

それから、エ、農地中間管理機構など、いろんな支援事業があると思いますが、それがどのような活用をされているのか、わかりやすく丁寧にゆっくりとご回答いただきたいと思えます。

それでは、質問席に移ります。

○議長（上田健一君） 河口涼一君の質問事項、農業の振興についてのアからエまでの答弁を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、河口議員の農業の振興についてお答えします。まず、アからエまで一括してお答えいたします。

アの農家戸数、農業生産高、所得推移についてお答えします。農家戸数につきましては、農林業センサスの数値になります。平成27年におきましては販売農家と自給的農家を合わせました総農家数は765戸、5年前の平成22年は845戸でしたので、5年間で80戸、約10%減少しています。ちなみに10年前の平成17年では943戸、20年前の平成7年は1,086戸、30年前の昭和60年は1,410戸ですので、30年間で戸数で645戸、54%に減少しております。

次に、農業生産高につきましては、農業振興課の調べでお答えします。全ての農作物の正確な作付面積、売上等は把握できませんので、推計の部分があることをご了承ください。平成28年度におきまして粗生産額は合計で約62億ほどでございます。ここ10年程、60億円前後を推移しています。10年前と比べますと農家数は減少していますが、粗生産額は横ばいの状況です。

次に、農業の所得につきましてはお答えします。農業の所得につきましては把握は難しいものがありますので、氷川町の所得額でお答えします。平成29年は給与所得に次いで農業所得は11億円です。平成25年は同じく給与所得に次いで農業所

得は14億です。

続きまして、イの主要作物の生産戸数、生産高についてお答えします。これも農業振興課の調べで平成28年度の資料でお答えします。生産額が一番高いのは、主に「和鹿島いちご」の名称で出荷されてますいちごで、農家戸数は154戸、約21億5,000万円の生産額です。2番目は酪農で7戸、約7億円です。3番目はトマトで23戸、約6億7,000万円です。4番目はい草、豊表で56戸、約6億6,000万円です。5番目は「吉野梨」の名称で出荷されてます梨で、90戸、約6億2,000万円です。以前は上位の中に水稻がありました、戸数、栽培面積とも減少してるところであります。

続きまして、ウの今後の課題、展望についてお答えします。農業を基幹産業としての氷川町は、農地面積が総土地面積の40%以上を占めています。その中で温暖な気候と肥沃な土壌を生かし、もち米、いちご、とまと等の施設園芸、い草、キャベツ、ジャガイモ等の露地野菜、梨、バンペイユ等の果樹が栽培されています。まず氷川町だけでなく農業全般に言える課題と言えますが、農業従事者の減少、高齢化の進行があります。農林業センサスでは、氷川町は平成22年と平成27年の5年間の比較でも、農業従事者数が1,700人から1,621人と81人減少してまゝす。60歳以上の農業就業者の割合は49%から58%へと9%増加しています。その対応策として、中心となる農業経営体の農地の集積があります。農業の後継者がいない、高齢化し農業ができない農家の農地を集積、集約を進めることです。農業の生産効率を上げ、コストを抑え、農家の収入増を目指すものです。氷川町では農地の集約を進めるため、県の事業でもあります農地集積加速化事業に取り組んでいます。地域の農地所有者と利用者の活動に基づいて、地域営農組織へ農地を集積しながら、地域の農業を維持、発展させる取り組みです。氷川町ではこれまで六つの地域が指定され、四つの地域営農組織が組織されています。またこの四つの地域営農組織につきましては、さらに進んで集落営農法人になり、組織活動をされているところです。本年度は昨年、農地集積加速化事業の指定地区になりました中大野地区、本年度指定地区になりました東網道地区で協議を進めているところです。

次に、基幹作物の振興があります。先ほど生産額の上位について質問もありましたが、それらを含めたところで生産性を上げ、農業経営の安定を目指すものです。い草については、年々生産者、作付面積が減少してまゝす。その中で町では老朽化したい草専用機械の再生支援ということで、ハーベスタや織機等のい草関連機械の修理や、オーバーホールを支援し、い草の産地を支援しております。そのほかにも氷川町農業元気づくり支援事業といたしまして、各種作物の支援事業を行っています。梨の強化棚、施設園芸でとまとの病害虫対策、乳牛の家畜伝染病予防対策等の支援

を行い、氷川町の農業経営の安定と産地体制の強化を図っています。またいちごでは、3月の補正予算でもありましたように、JAが実施する労力が必要な箱詰め作業等をパッケージセンターの整備をしまして、梱包作業の一部を委託することにより、余った労力を管理作業等に充て、就労向上を目指します。生産組織では、昨年もありましたが、台風などの自然災害に強い低コスト耐候性ハウスの導入、電照施設、二酸化炭素発生装置を導入し、収穫量増加による安定的な農業経営を目指します。

エの農地中間管理機構など、活用されているかについてお答えします。先ほどのウの今後の課題と重なる点がありますが、農地中間管理機構の役割につきましては、高齢化や後継者がなく、耕作ができない農地を貸したい方から借受け、借りたい方に貸出すものです。地域の担い手間で農地交換による集約化、さらに経営転換農家の農地を担い手に集約することで経営の低コスト化を図るものです。制度ができました平成26年度以降、農地中間管理機構を活用され農地集積が進んでいます。平成26年度は1筆で17アール、平成27年度は34筆で約8.7ヘクタール、28年度は185筆で32.8ヘクタール、29年度は234筆で49.5ヘクタールです。平成28年度以降の活用が増えていますが、これは集落営農法人の活用が増えたためです。制度の発足以来、氷川町でも活用が進んでいるところです。この農地中間管理機構を活用した場合の支援策として、国の制度として交付の条件はありますが、一つ目が、農業をやめる場合、または経営の柱としてた作物をやめる場合、機構を通して他の農業者に農地を貸した場合支給されます経営転換協力金、2筆以上の接続した農地を機構を通して他の農業者に貸した場合支給される耕作者集積協力金、機構への貸付割合が2割を超える地域へ支給される地域集積交付金があります。また、熊本県で先ほどお話ししました農地集積加速化事業においては、計画に基づき担い手へ農地中間管理機構を通じて農地集積が行われた場合支給されます農地集積交付金があります。

以上で答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） 丁寧な説明ありがとうございました。先ほどのそちらで言い忘れましたが、本日も傍聴にもお出でですし、リアルタイムでネットの向こうで画面を通じて見られてる方がたくさんいらっしゃると思います。どうぞお答えに当たってはもう面前の私は気になさらずに、そちらの町民の方に向かってですね、お話をするという気持ちでやっていただきたいと思います。

余計なことを申し上げましたが、それでは細目のアの農家戸数、農業生産高について、所得の推移についてお尋ねをいたしますが、前回質問しましたときから80戸減少して、およそ10%ですね、農家戸数が減少したと。しかし、農業生産高に

については、ほぼ60億前後で推移をしているというお話だったかと思いますが、これだと1戸当たりですね、およそ800万円ぐらいですね生産高は確保しておられると。これは作物のですね種類、特に酪農とかですね随分大きくなりますから、単純にですねこのくらいだというふうには言えないんですが、この農家戸数、生産高、所得の推移から見ますと、ほぼ本町農家の方々というのは、経営的には安定してきているというふうに捉えてよろしいですか。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今、河口議員から農家の経営は安定してるかというご質問ですけど、経営については農家につきましてはですね、大型化した農家と、それに伴いまして小さくなる農家がありますので、一概に安定してるとは言えないところだと思います。

以上です。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） なるほど、そのとおりだと思いますが、実はお尋ねしました中にですね、農家の戸数ですが、農家の戸数の中でもですね、これは従事者数によって、例えば1人でですねほとんどやってるんだと、夫婦、子どもも入れてですねやっていると。実はもう半分はですね、ほかに仕事もあって時間を見つけてやっていると、いろいろあるかと思ひましてですね、単純にここで所得が数字から見てですねどうだというふうに申し上げようと思ひませんが、すみません前後しますが、どうでしょう、ほぼ1戸当たりの農家の従事者数というのはおわかりですか。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 私のほうでですねちょっと計算しますと、販売農家のですね就業人口がセンサスで言いますけど1,700人おられます。1,700人おられまして、先ほど言いました戸数が、すみませんちょっと計算については、約販売農家数がですね氷川町の2010年のセンサスで716戸、それと販売農家の総数が1,700人ですので、センサスで言いますと2.3人程度になります。

以上です。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） はい、わかりました。

では次に、主要作物の生産戸数、生産高についてお尋ねをいたしたいんですが、先ほどいちご、酪農、とまと、い草、梨ということでお答えをいただきましたが、この中でですね、一つ捉えて申し上げますが、私も以前、農業団体におりましたことがありまして、その当時、一番盛んに発展をしていた時代であったかなというふうに思うんですが、そのころからしますと28年度で56戸でしたっけ、6億円程

度というお話でしたが、これだと合併前から比べますとおよそ6割ぐらいもう減少をして、確か私が前回お尋ねしたときですね、合併前の平成17年でい草農家が132戸あったというふうに捉えてるんですが、もう60%も減少したということになります。確かにい草においてはですね、いろいろ手もかかりますし、最終的な生産から、それからの製織、畳表の農家についてはですね製織もされて販売までトータルでですね事業を行っておられるということで、大変な労力がかかるかとは思いますが、このい草の中でですね最近ちょっと関係者の方から聞いたんですが、畳表を製織する際にですね糸が必要なんですが、麻糸というのがなかなか供給不足になって手に入らなくて、今苦労してるというお話を聞きましたけども、こちらのほうは何か情報はおつかみですか。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） い草の畳表に使います麻糸のことですけど、麻糸のほうが大変入手は困難ということを私は聞いております。現在、八代地域でもその麻糸を確保する業者が1業者ということで、今後どういった形でその麻糸を確保するか、それはこれからの課題ということで、い業関係者から聞いております。

以上です。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） ぜひ関係機関、JAとかですね、やっぱりしっかり協議をされて対策等をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、今後の課題、展望の中でですね、今のい草もそうなんですけど、いちごも酪農、とまと、梨もそうなんですけど、これから先ですね、やはりそれぞれの農家がいくら売上を上げるようになったと、これだけですね一生懸命働いて、これだけの生産高、生産額になったということも大事なんですけど、コストもですねしっかり考えていただいて、経営力を強化をしていただき、再生にですね努めていただきたいというふうに思っております。その中でいろんなですね、集落営農法人とかその他の農家の方たちの研究会とかですね、その中で活用できるところは活用してですね、それぞれが自分の事情に合った経営をですねしていただければというふうに思います。

最後の農地中間管理機構などの支援事業を活用されているかということなんですけど、この農地中間管理機構ですが、実は私もですね農地を相続することになっておりまして、自分ではほとんどまだ営農までいきませんで、ほとんど草刈りとかですね、周りの農家にご迷惑をかけない程度のところで、今そこまでしかいってないんですが、この農地中間管理機構というのですね、私も申請をしてみましたけれども、全部蹴られまして、全く該当しないということで回答が返ってまいりまして、

これはたぶんこういう質問しますよということは通告してないと思うんですが、今申請をしてですね、回答があってですね受けますよということ、どのくらいの割合で、おつかみじゃないですか。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今おっしゃいました質問に関してですけど、申し訳ありませんが、私のほうでは把握しておりません。すみません。

○議長（上田健一君） 河口涼一君。

○3番（河口涼一君） 今の件はですね事前に通告もしてませんでしたので、大変失礼をいたしました。

たくさんの農業につきましてはですね、氷川町農業元気づくり支援事業ということで広報誌にもですね募集もありましたし、いろいろですねご支援できる体制になっているかと思えます。あとは丁寧な周知をして、ご利用の増進を図りました上でですね、効果が確認できますように努めていただきたいというふうに思えます。本町では農業は基幹産業ということで認識をされておりますが、ぜひ次代を担う次の代ですね、力強い地域産業として、本町でですね地域産業の創造を図るという意味でも更なる努力をですね、JA関係機関とですね連携を図りながら進めていってほしいというふうに思えます。まだ時間少しございますので、町長、ご所感ご所見があたりでしたらお願いします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今回の一般質問ありがとうございました。農業は町の基幹産業でありますので、今一生懸命ご支援をしているところであります。るる課長からお答えいたしました。今生産法人のですね推進をいたしております。やはりこれは一つの農業のあり方でありまして、全てが全ていいということじゃございませんが、集約することによりまして、あるいは集まることによりましてコストの削減をし、余剰の労力をまた規模拡大につなげていこうという大きな目的があるわけでございまして、今立ち上げたばかりでございすけども、これからしっかりですね応援をして、経営が成り立つように、その法人がですね、経営の支援をしていかなくちやならんというふうに思っております。そして一番大切なことはですね、先ほど就農家戸数、あるいは就農人口も減ってる中で、それなりにですね粗生産額は維持しております。これはやはり農家の皆さん方の努力のおかげでありますし、しっかり頑張っていらっしゃるわけでございますので、その上でですねこれから先農家のいわゆる所得、粗生産額を上げるためにはですね、やはり販売なんですね。いい物はしっかり出来ております。それをやっぱりそれなりの値段でしっかり売っていきませんと、農家の経営にはつながっていかないわけでございまして、そういった意味で

は議員もですね前お勤めになっておりました経済連、あるいはJAさんのお力というのがしっかり試されるわけでございますし、頑張っていたきたいなというふうに思っております。市場原理でございますので、最終的にはですね市場にコントロールされているのが現状であります。市場をコントロールするような組織にJAさん、経済連がなっていたきたいなという思いもいつもですね語っているわけでございますが、そういった中でやはり農家の経営が安定していくというふうに思っております、これはやっぱりそれぞれがですね、農家の皆さん方も私ども行政も、あるいはJAさんも経済連さんもしっかり努力をして、お互いにですね三位一体となって取組んでいきませんか、なかなかこの経営の向上にはつながっていかないというふうに思っております。そういったところはですね、これからはしっかりまた手を組んで、連携を図りながら進めていきたいというふうに思っているところであります。

○議長（上田健一君） 河川涼一君。

○3番（河川涼一君） ありがとうございます。私もまさに同感でありまして、更なる努力をお願いをいたしまして、私どももできるところでですね、しっかり自分のやれることをやって、耕作放棄地、荒れた状態がですねたくさん見られてることをなんとか防げるようにやっていきたいというふうに思います。これで終わります。

○議長（上田健一君） ここで11時25分までですね休憩いたします。暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時19分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1番、西尾正剛君の発言を許します。

○1番（西尾正剛君） 空き家対策は極めて重要な喫緊の課題と思い、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

総務省の直近の住宅・土地統計調査結果によれば、空き家はこの20年でおおよそ1.8倍となり、全国平均の空き家率は13.5%となっています。さらに最近のマスコミ報道によりますと、今後30年間で2.5倍に急増するとのことで、3件に1件が空き家となるのではないかと危惧しています。空き家の増加は少子高齢化が大きな原因の一つですが、深刻な問題です。空き家を将来においても放置することは防災や衛生の面で問題であり、地域の生活環境に深刻な影響を与えます。また、近隣の土地や建物の不動産価格を下げる要因にもなります。町が把握している現在

の空き家の数を、先日担当課にお尋ねしましたところ182戸、そのうち特定空き家とみなされる空き家は33戸とのことでございました。全国平均からしますとかなり下回っておりますが、実際のところ、今は182戸をもっと上回っているかもしれない。自分のところや親せき、近所、町内の様子を見てみますと、今後10年、20年後は相当数の空き家が出てくる気配です。空き家はこれからもっと増えるようですが、反面、今、氷川町内の賃貸で空いている物件はありませんかと問い合わせがあって、いろいろ探してもなかなかありません。知り合いの不動産会社に問い合わせても、氷川町内にはありませんといった返事です。いくつかの賃貸マンションがありますが、空いたと情報があってもすぐふさがってしまいます。今のところこうした町内の賃貸物件へのニーズがあるにも関わらず、アパートやマンションの空き物件はすぐに埋まり、しかたなく私の友人の子どもさんもお隣の鏡町に住所を構えました。民間の賃貸戸建てやアパートはふさがっていますが、空き家はあちこちに増えている最中です。町が把握している空き家の182戸の所有者に対して、空き家バンクへの登録を促す通知を担当課が行っても、いろんな理由により登録はあまり進まない状況にあり、登録以外の空き家解消も一向に進まないような状況と思われます。町では空き家バンク促進補助交付規則を作って空き家バンクに登録をしてもらったら、改修費や家財撤去を半額補助しますと言ってもなかなか登録してもらえない。そしてやっと登録してもらって、空き家バンク登録の貸主と借主の契約にいたっても、貸主は1、2年間の家賃で初期投資額を賄いたいのですが、借主が入るまでの希望を聞いていると、リフォーム費用などがかさみ、かなり見込みをオーバーしてしまいます。交付規則での補助対象は主要構造部、トイレ、風呂、台所などの改修工事となっているため、そのほかのもの、例えば畳の張替えやふすまの張替え、障子の張替えは対象となっていません。また、長年空き家になっている家屋は相当な汚れの家屋が多く、借主が一般の賃貸アパートの感覚で入居できるものではありません。こうした汚れや劣化の空き家をハウスクリーニング業者に依頼すると相当な費用となります。そこで、こうした清掃費用や消耗品等、本来大家が負担すべき費用も補助対象としたら、もっと空き家バンクの登録も増してくるのではないかと思います。いかがでしょうか。可能かどうかお尋ねいたします。

次に、この空き家バンク登録の家屋の入居を希望する子育て世代などの場合、家賃補助ができないかといった質問でございます。昨年10月、新たな住宅セーフティネット制度がスタートしました。この制度は保証人を見つけることができない単身の高齢者らが、賃貸住宅に入りやすくするための都道府県等の空き家登録制度ですが、まだ始まったばかりなのか、5月16日現在で熊本県ではまだ1件のみです。この制度によると、登録した家主は家賃の補助を県から受けることができます

が、借りる対象者が子育て世帯や低額所得者、被災者、高齢者、障がい者と定められています。これも空き家対策の一つですが、こうした国も一部負担する県の登録制度に準じた形で、空き家バンク登録の賃貸については、子育て世帯などを限定として家賃を補助する仕組みを町単独で考えていただいたらどうでしょうか。他の自治体の子育て支援住宅では、家賃額を低く設定しているところもありますが、空き家対策でのこうした家賃補助の制度は県内でもそんなにはないと思います。空き家バンク登録の家屋で子育て世帯や低額所得者等については、例えば家賃3万5,000円のうち1万円は町が補助するといった珍しい制度も設けたなら、ニュース性もあり、空き家解消にもつながるのではないかと思います。いかがでしょうか。不動産は個人の貴重な財産であり、町にとっても大事な財産です。今のうちからこうした空き家対策を講じることで家屋の維持または子育て世代が移住し、町の人口維持につながることを思います。ご答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君の質問事項、空き家バンク促進補助事業制度の拡充ができないかのアからイまでの答弁を求めます。

総務振興課長、稲田和也君。

○総務振興課長（稲田和也君） 西尾議員のアからイ、一括してお答えします。

まずア、家主の初期投資が相当かさむため、補助対象範囲を広げられないかについてお答えします。現在、氷川町の空き家バンク促進補助制度としまして、空き家をバンクに登録した所有者が空き家を貸し出すために必要な改修費用に対し、対象経費の2分の1、上限100万円を補助しています。空き家バンクを通して空き家を買った新たな所有者が改修しても同じ補助が受けられます。また、所有者が空き家に残った家財を撤去する際の費用の2分の1、上限10万円の補助や、町外から登録した空き家に引っ越して来る人に対し、引っ越し費用の2分の1、上限10万円の補助制度を設けて活用していただいております。家財撤去の実績としまして、平成28年に3件、平成29年に2件、現在平成30年で1件の利用がありまして、費用として11万6,000円から27万7,000円の実績額となっております。

家主の初期投資額が相当かさむため、補助対象範囲を広げられないかとのことですが、現在、賃貸の空き家の改修費用の実績額としまして20万円から370万円程度となっております。こちらの改修費用の内容としましては、商工観光課の住宅リフォーム等の促進事業補助金交付規則を適用しております。県内の市町村の補助状況を見ますと、対象経費の2分の1で、上限が10万円から100万円ほどとなっております。氷川町の改修補助は対象経費の2分の1、上限100万でありまして、県内でも高い補助制度、補助率となっております。

補助対象範囲を広げられないかとのことですが、他の市町村では、先ほど西尾議

員がおっしゃったように、畳替え、ふすまの張替え、敷地内の雑草、樹木撤去、ハウスクリーニング、屋内清掃費も対象としているところも多くあります。今後、改修費補助対象範囲を見直しまして、より活用しやすい補助制度を検討したいと思います。

次に、イの子育て世帯などの住宅確保要配慮者が登録空き家を利用する際、家賃補助を検討願えないかについてお答えします。現在、町では登録空き家バンクの入居者に対し、家賃補助を行っておりません。登録空き家の家賃は間取りや築年数等でも違いますが、所有者の希望として月額4、5万円程度となっております。また県内の市町村で家賃の補助を行っているところはほとんどない状況でございます。町内には民間等のアパート等も多くあります。空きがないということでおっしゃってありました。そういった民間アパート等の所有者がおられますが、空き家バンクのそういった空き家に対しての家賃補助による経営等の懸念あたりもですね、考慮しなければいけないかなと思っております。確かに低額所得者、高齢者や子育て世帯の住宅の確保が必要な方がおられるのは確かでもあります。今後、町営住宅の入居や登録空き家の家賃補助等も、町外からの移住定住促進面からも検討していかなければならないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） この規則の範囲を広げるよう検討したいと、前向きなことでございますので、ぜひこちらのほうは早急に対応していただけたらなというふうに思います。畳表にしろ、先ほど具体的に私のほうでお話ししましたがけれども、そういったハウスクリーニングにしろ、私はあまりほかの自治体の空き家バンクのやり方が、ネットで一応調べたのは調べたんですが、ここまでの分とかを見つけることができませんでしたので、稲田課長のほうで調べたらそういう自治体がもう結構あったということでございますので、そこを参考にしながら取組みをしていただけたらなというふうに思います。民間のアパート、賃貸アパートあたりの経営圧迫も考慮しなければならないというようなご発言でしたけれども、実際のところ民間アパートのほうに、先ほど言いましたように、入居できるかどうかというような問い合わせがあっても、実際、なかなか競争率が激しくて、さっきも言いましたように、空いたというような情報が入ってもすぐ埋まってしまうというような状態です。ですから、こういった民間の経営者への経営圧迫というのも一義的にはあろうかと思えますけれども、このところはまずは行政としては空き家の解消に努めるというのが大事なところだと思います。こちらは前回の災害復興住宅のときに課長にちょっと質問したんですけれども、今の感じでは、今稲田課長のほうから町営住宅というこ

とでの検討も中の一つに入ってるみたいなんです、町営住宅を新たに建設するというのは、今のところそういった計画はないみたいですので、そういった予算というのをこちらのほうに充当させてもらって、範囲を広げてまいりたいというふうに思います。1番目、2番目の議員さんに対する答弁も前向きに検討するというようなことのでございましたので、こちらのほうも質問したら、個人的には非常に満額回答みたいな感じで捉えております。ぜひ早急にこの要綱の改正のほうをお願いをしたいと思います。

これは通告の内容ではないんですけれども、こちらは2点ほど町長、もしくは担当課長の見解と対応についてお願いをしたいと思うんですが、まず1点が畳表の張替助成です。こちらはそちらのほうで畳表の張替えも対象としましょうということだと思っておりますけれども、畳表のほうが助成事業の実施要項、こちらに基づいて補助金が1畳当たり1,500円助成されております。氷川町産の畳表の振興を図るとというのが目的なんですけれども、ここの3条の助成要項の第5号で「申請者は町税を完納していること」というふうになってます。しかし、この第2号で「氷川町に住所を有する者」となっております。つまり氷川町に住所がなくて、相続されて都会に住む人というのは固定資産税は完納しているんですけれども、この住所要件を満たさないということで、この助成を受けることができません。ですから、これはこの第1条に氷川町産の畳表の振興を図るといううたい方であれば、こちらのほうも登録、例えば空き家バンク登録とかそういったのでもと思ったんですけれども、少し範囲を広げられるような制度改正ができないものかというふうに思います。

2点目です。こちらのほうはちょっともうほかの自治体でも少し動きが出ているんですけれども、平成27年の2月に空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが施行されました。これはこの特措法は第1条によりますと、防災衛生面景観等地域住民の生活環境の保全を図るため、所有者は適切な管理を行えというのが目的での制定です。これは将来のわが家も含めてなんですけれども、ご近所さんも見渡してもそうなんですけれども、今住まわれてる方の高齢者の方々が亡くなったら、都会とかに住む子どもたち相続人の名義になります。町内でそういった後継者がいる農家とか、事業所とかのところはそういったことはないんでしょうけれども、そういった世帯については、高齢者が亡くなるとそこが空き家になって、名義は都会に住むその相続人の人たちということになります。しかし、その子どもたちとかは自分たちの都会での生活というので精一杯で、氷川町の家は管理ができない状態で、結果として空き家になりそうです。早く人が住むように対応すれば家の老朽化もそうは進まないと思うんですが、何年も経てばシロアリ、悪臭、倒壊するような特定

空き家とみなされるような家屋になります。周辺の治安も悪化して深刻な問題となります。そこで、これまでは各自治体でこういった条例を作っているところもあったんですけども、せつかくこの法律ができました。この法律の第10条に規定されているのは、役場内での税情報、これは固定資産課税台帳の情報でも地方税法の第22条の縛りがありまして、ほかの部署からの活用はできませんでしたが、この特措法により税情報を利用できるようになりましたし、関係する市町村長にも調査のために情報提供を求めることができるようになりました。特定空き家、これは倒壊寸前で保安上危険となる恐れのある家屋が、今のところ33戸氷川町にあるわけなんですけれども、こういった特定空き家の建物は、もはや修繕で済ますことができない状態です。現段階では33戸ですけども、なお、これも何も手を打たないと、これからもっと特定空き家はどんどん増えていくということになるでしょう。そこで提案ですけども、この特措法第7条に規定する協議会を設置して調査を行い、町全体でこういったデータベースの整備を行って、特定空き家に対する措置や税制上の対応を行ったらどうでしょうか。これはマスコミ情報でちょっと流れてたんですけども、特定空き家の場合は固定資産税を更地扱いの6倍に課税するというような場合は、そういった場合にはこの特措法に出てきておりますけれども、助言、指導、勧告を踏まえて、猶予期間を設けて命令を行えというような規定の手順になっております。特定空き家を解体せよという命令にはかなり腰が引ける措置かもしれないし、勧告の段階で済ませるのが人情で穏便にいくべきだとは思いますが、今の33戸の廃屋でも対応が進まない状態で、今後はさらにそういった空き家が増えるようでしたら、行政から所有者への対応も急ぐべきかと思えます。この協議会は早急に設置すべく、喫緊の課題ではなかるうかと思うわけです。この協議会の設置について、担当課長か町長の見解をお願いしたいと思います。畳表の件と協議会設置の件です。お願いいたします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 空き家につきましてはですね、まさに喫緊の課題でありますので、町もですね数年前から空き家バンクを設置をして、その解消に向けた取組みを始めているところであります。なかなか利用が少ないとですね、ということが少しネックでございますけども、そのあたりまた粘り強く頑張っていかなければならないというふうに思っております。その上で、イの部分でも含めますけども、その畳表も含めましてですね、やっぱり適応範囲をこれまで住宅リフォームと同じ扱いをしてきておりました。だからどうしても制約があったということございまして、基本はそこにあるとしましても、この空き家バンクの部分につきましてはですね、その補助金の適応範囲というのは、もう少し柔軟に対応すべきではないかというふうに

思っております、先ほど課長が申し上げましたとおり、ハウスクリーニング、あるいは植木等々も含めましてですね、今の畳表の部分も空き家のバンクの登録の部分につきましてのこの補助の対象という捉え方をすれば可能なわけでございますので、そのあたりは柔軟に対応できるのかなというふうに思っております。担当課のほうでしっかり検討するものというふうに思っております。

それから、協議会の設置につきましてはですね、もう時の流れでございますけども、じゃあ本当にそれだけの協議会を作って、だれがそれを鑑定をし、誰が認定をし、やっていくのかという部分もございます。専門家がいるわけございまして、その自治体にそれだけの能力を持った人間がいるのかという部分、その分をどこかに委託してやればいいという話ではあるんですけども、その必要性があれば、当然設置をしていきたいなというふうに思っておりますが、昨日の冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、公費解体で空き家が40棟近く解体が済んでおります。先ほどから百八十数棟という話が出ておりますが、その数字はその後の数字ですか、40棟解体した後も180棟あるという話ですね。そういった中でですね、危険家屋が三十数棟ある部分をどうするかということにつきましてはですね、一義的には持ち主の責任が一番ございまして、全てを行政でというのはですね、あまりよろしくございません。基本的には持ち主の方、あるいはその後継の方が当然管理をしていく。自分で管理しきれなければですね、議員あたりをお願いをして、しっかり管理をしていただく手続きをしていただくのが大原則でございまして、そこをですね抜きにして、じゃあ次のステップに行きましょうという話はありません。そういったことを考えますと、まずはそれぞれの持ち主の方が適正な管理をしていただく促しを私どもがしっかりしていく、活用すべきところは活用していただく。どうしても活用できない部分につきましてはですね、持ち主の責任を持って解体等を行っていただくのが大原則かなと思っておりますが、それがどうしてもできない、あるいは事情があってという部分につきましてはですね、その対策を取っていかなくやなりませんので、そういったときに先ほどの協議会等々につきましてはですね、法律で認められた制度でございますので、大いに活用すべきかなと思っておりますので、その分につきましてもしっかり検討を進めていきたいというふうに思っております。

あわせて、先ほどのイの部分ですね、子育て世帯の部分での家賃の補助の話がございました。これはですね空き家を解消するという空き家対策の面からいったら考えられない話ではないんですが、じゃあ広く一般の、いわゆる自分で家を建ててこの町に住んでいただいた方は、自分でその返済をされとるわけでございますよ。たまたま空き家を借りてそこに住んだら町が家賃の補助をしますということは、本当にそれがよろしいのかというのはですね、大いに議論すべきところかなと思っております。

おりますし、民間のアパートにつきましてもその勤め先あたりですね、いわゆる住宅補助等もあるのかなと思っておりまして、そういった分を大いに活用していただく、やっぱりそういった手順を踏む必要があると思っておりまして、全てを行政が全部ですね抱えていくということではですね、いかがなものかなという思いがありまして、先ほどの家賃補助につきましてもはですね、まだまだ議論が必要かなというふうに思っておりますし、やはりそれだけ自分でですね責任を持って家を建ててこの町に住みたいとって、わざわざ家を建てて、土地から買って住んでいらっしゃる方が、やっぱり一生懸命返済をしていらっしゃる方も多数いらっしゃるわけでございますので、そういったことを考えますと、軽々にはできないものかなという思いはございます。ただ、しっかりそのあたりもですね含めまして、検討は進めていきたいなというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 西尾正剛君。

○1番（西尾正剛君） ありがとうございます。この空き家バンクのことでちょっとこれまでもいろいろお手伝いをしてきました。何人かの方からはリフォームしようか、もう家を解体しようかで非常に悩んでいたと。そうしたところ、こういった空き家バンクに登録したら補助金がもらえたということで、そちらのほうで家屋を解体しなくてよかったと、そういった言葉がありました。それとですね、これもちょっと私の仕事のことでちょっと申し訳ないんですが、契約の席上で貸主さんは関東にお住まいでした。そこでずっと連絡を取りながらやってたんですが、貸主さんとちょっと電話を替わりますのでと言って携帯電話を渡したところ、第一声が「借りていただいてありがとうございます。」これが電話口から聞こえました。ですから、これはウィンウィンのことでいければ一番いいんですけども、何とかこういった町の空き家対策のために個人的に頑張ろうと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。ありがとうございます。

○議長（上田健一君） 以上で、西尾正剛君の一般質問を終わります。

次に、11番、片山裕治君の発言を許します。

○11番（片山裕治君） 皆さん、こんにちは。11番、片山裕治でございます。通告に従いまして質問に入らせていただきます。

氷川町の誕生に合わせて町花が桜と決まりました。その理由としまして、町花の桜は町内には各所に桜の名所があり、町民に愛され、親しまれてきました。春になると里山から平野部の一帯がピンクに染まり、人々の心を楽しませてくれます。その美しく華やかな姿は町の明るく豊かな未来を象徴しています。その桜が枯れている老木になっていると心配される声を聞いての質問であります。

1項目め、町花、桜について。町内の公有地、地区で植樹されている桜の場所と

本数を教えてください。桜の計画的な植替えをしていただきたい。

ウ、桜の管理を町全体で進めたらどうか。

次に、2項目め、特産品加工センター「創生館」について。

ア、創生館の建設、目的を教えてください。

イ、平成29年度氷川町の生産者より農産物の仕入れはどのくらいあったのか。

ウ、平成29年度に製造された加工食品の種類と出荷量と今後の生産目標、雇用人数を教えてください。

答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上田健一君） 片山裕治君の質問事項は2項目ありますので、1項目ずつ行います。質問事項1、町花、桜についてのアからウまでの答弁を求めます。

総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） それでは1項目め、町花、桜についてお答えいたします。

まずアについてでございます。町内で植えられております場所、本数につきましては、その実数の把握はかなり困難なものでございますけれども、「桜を植える会」の資料も参考にいたしまして、公用地の数量も各課のほうで調査をいたしました。その結果でございますが、桜ヶ丘公園や竜北公園などの公用地で約1,700本、地区公民館、あるいは地区の堤防、道路沿いなどの公用地外で約250本でございます。

イについてでございます。各施設等の桜がいつ植えられたのは把握はできておりませんが、一般的なソメイヨシノの寿命が60年から70年と云われ、寿命を迎えている木も多くあるのかなというふうに思っております。八代地域に桜の復活を目指して、中心的な推進を図られておられます退職校長会による「八代に桜を植える会」も発足して40年余りであり、多くの木が近々寿命を迎えるのかなというふうに考えてところでございます。それぞれの施設や地域に植えられた桜は環境、空間整備の一環として植えられたものと考えておりますけれども、適切な管理が必要だというふうに思っております。計画的な植替えをしていただきたいとの要望でございますが、それぞれの木がいつ植えられ、どのような状態なのか実態把握ができていないところで、計画的な植替えは困難であるというふうに考えております。毎年の適切な管理のもと、枯死等への対応として、必要な植替え等は実施したいというふうに考えております。

ウについてでございます。ご質問の中にありましたように、町は桜を町花に指定をいたしております。町民に愛され、親しまれてきた花で、町の明るく豊かな未来を象徴しております。地区づくり活動等で管理されている桜も多く、日本を象徴する桜は、やはり町民全員が意識して管理し、育てていかななくてはならないというふ

うに思っております。施設管理の責任の下に適切な管理を行うと同時に、住民の関わりも呼び掛けていきたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 前向きな植替えと管理されるということで、少し安心しました。担当課によって管理地が分かれています。そこでですね、十二分に各課連携を図っていただき、協力しながらですね考えていただきたいと思います。昨年、八代にただいまちょっと説明がありました課長より、「八代に桜を植える会」の市村会長とお会いすることができました。その際、氷川町内に桜の植樹をされるときはご相談くださいということも伝えていただきました。そこで少し「八代に桜を植える会」についてご紹介させていただきます。四十数年前、八代退職校長会で桜1万本を植えることが決議され、八代に桜の名所を復活し、ふるさとの心の糧にしようとして「八代に桜を植える会」が結成されたのが、昭和50年11月28日。県知事、八代市長、郡町村長会、教育委員会など多数の来賓の出席のもと、結成式が挙行され、初代の皆吉壮男会長が宮地の古麓や、桜ヶ丘などの桜の名所として親しまれ、栄えた八代城も今ではその面影も失いつつある。桜の復活を図り、ふるさとの糧にしようとして桜を植えることへの熱い思いを述べられ、退職校長会の皆さまが一つの教育活動として精魂傾け、手弁当で走り回って来られたことで、今の八代地域の桜が彩られています。しかしながら、四十数年が経過し、負の陰りも見えており心配されております。桜は植えただけでは育ちません。桜を支える人の汗とのつながりが必要です。社会の変化に伴い、高齢化、過疎化が進展し、（オオシュ）が消滅、山には害獣が出没し、さらに地域のコミュニティが薄れていくことを問題視されています。氷川町内にも「八代に桜を植える会」より数千本の桜を寄贈していただいております。氷川町でも桜について考えるときが来たと思います。桜を大切に育て、栽培、管理、病虫害防除、鳥獣害対策、健康診断を積極的に進めていくためにも、各担当課が連携を図り、桜について植樹管理方法のマニュアルを作っていただきたいと思います。どうでしょうか。各担当課より答弁をお願いいたします。

○議長（上田健一君） 総務課長、陳野信次君。

○総務課長（陳野信次君） 桜の各担当課からというご質問でございますが、一括して私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、適切な管理を行うということは私たちの義務でございます。枯死しました木の植え替えや古枝処理、病虫害駆除など必要な管理を行うということはすごく当然でございます。現在でも各課におきましてそのような管理は行っているというふうに思っているところでございます。その中で議員の

ほうからマニュアルの作成ということでございましたけれども、マニュアルの作成とまではいきませんが、町花である桜を私たちが守り育てていくということにおきましては、大変必要なこととございますし、その管理方法につきましても、現在、ばらばらで行っている各課間の実施の方法、そういったものは各課間におきまして連絡は取りあいながら、さらには桜を通してこの町づくりの施策も実施展開していけるような施策も考えていきたいというふうなところで、そのような方向に努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） ただいま総務課長より心強い答弁をいただきまして、少し安心しました。私もですが、地域の方々に支えていただきながら育てていかなければいけないとは感じております。

終わりに、退職校長会「八代に桜を植える会」の皆さまの活動は氷川町の町づくりにも多大に貢献していただいていることに感謝を申し上げまして、1項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（上田健一君） 次に、質問事項2、特産品加工センター「創生館」についてのアからウまでの答弁を求めます。

農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） それでは、特産品加工センター「創生館」についてのご質問をお答えします。

まず、アの特産品加工センター「創生館」の建設目的についてお答えします。「創生館」は名前が表すとおり、地方創生拠点整備交付金を活用して建設しています。氷川町特産品加工センターは特産品の開発、製造において、高い衛生管理に対応できる施設で、加工品製造における製品の信頼度が向上することで、氷川町の特産品のPRを目的とした販路拡大を推進することができ、地元農産物の活用促進による農業所得の向上や、担い手の確保、併せて新たな雇用の創出を目指しております。

イの平成29年度氷川町の生産者より農産物の仕入れはどのくらいあったかについてお答えします。平成29年度は現在の特産品加工センターではなく、隣の農産加工研修センターで加工を行ってきました。そのため農産加工研修センターでの状況をお知らせします。まずバンペイユがあります。一部八代市のものを含めまして、JAやつしろから仕入れています。仕入量としましては約13トンです。次に梨を同じくJAやつしろから仕入れています。仕入量は2トンです。いちごについてもJAやつしろから仕入れています。仕入量は約2トンです。

続きまして、ウの平成29年度に製造された加工食品の種類と出荷量、今後の生

産目標と雇用人員を教えてくださいにお答えします。イの答弁と同じ隣接の農産加工研修センターの実績でお答えします。またまちづくり振興会では、新加工施設の販売の予測をされていますので、生産量ではなく販売量でお答えします。あわせて、実績は28年度でお答えします。それでは生産個数の多い順でお答えします。平成28年度と平成32年度の数値でお答えします。バンペイユ、梨等の果実売7,428個から1万個、晩白柚ジュレ4,630個から1万個、塩パン、レーズンパン等のパン類で2,201個から5,000個、梨の万能だれ1,286個から3,000個、そのほかにバンペイユの果汁など一次加工品も販売されています。目標として、新たにバンペイユや梨のドレッシング等の開発も考えられています。

また、特産品加工センターでの雇用につきましては、農産加工研修センターでの雇用は4名でしたが、現在の特産品加工センターでは7名が雇用されています。

以上です。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 氷川町の特産加工センターにおいては、特産品の開発、製造において高い衛生管理やハサップに基づく衛生管理に対応できるとの施設であると説明受けました。ハサップイコール高い衛生管理の施設はどんな施設かとちょっと調べてみました。ハサップ、HACCPとは1960年代に米国で宇宙食の安全食を確保するために開発された食品の衛生管理の方式です。ハザード・アナライシス・クリティカル・コントロール・ポイントの頭文字から取ったもので、危害分析重要管理点と訳されています。食品の国際化を背景に原材料、製品などが国際的な規模で流通し、また環境汚染、微生物による汚染などなどの中で従来行っていた最終食品を検査する方式では、危害を十二分に防止することは困難になってきます。食べ物の安全性を確保するには、その工程、加工、流通、消費という全ての段階で衛生的に取扱うことが必要となり、食品製造工程中に危害防止につながる重要管理点をリアルタイムで監視、広くしていくハサップ執務の考え方が国連の国連食糧農業機関FAOと世界保健機関WHOの合同機関である食品規格コーデックス委員会。現在世界には通用する食品規格はこの規格だけで、これを普通コーデックス規格と言ってるそうです。から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められたものです。ということでですね、施設で加工品の製造がされるわけですが、担当課より答弁がいただきました建設の目的でもあります、加工品製造における製品の信頼度が向上することで、氷川町の特産品のPRを目的とした販路拡大を推進することができ、地元農産物の活用促進による農業所得の向上や、担い手の確保、新たな雇用の創出を図るということですが、特産品加工センター「創生館」の販売先は現在何社決まっているのか。新しくセールスしていく商品はありますか、お尋ね

いたします。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） これまで加工研修センターの販売先とは別に、本年4月以降の販売先でお答えします。新しいところとしましては、平成30年4月、5月で居酒屋チェーンにバンペイユ果汁を販売してます。また少額ですが愛知県のホテルにバンペイユ果汁を販売しました。今後の販売先ということですが、パンメーカーでバンペイユの一時加工品の取引きを希望されております。また、冷凍食品メーカーではホテル等の業務に使用するデザート食材に冷凍果汁やピューレを検討されていると聞いております。あわせて新しい商品ということで新たにドレッシングやドライフルーツ等の開発を考えられております。

以上です。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 事業は地方創生拠点整備事業交付金を活用されたが、少しですね、先行的な施設とも感じられますので、そのことを払拭するためにもですね、食の目的であります特産品加工センター「創生館」のハサップに基づいた施設で製造された商品が売れることで、氷川町の農産物の消費拡大を図り、多大に農産物のPR貢献し、農業所得の向上、担い手の確保、新たな雇用創出が生まれるよう、担当課におきましては、第三セクター的な考えをですね捨てていただき、国際的にも認められる製造ができるすばらしい施設ですので、しっかり施設を活用し、地元農産物を多く利用した加工品を開発し、良い結果が出るよう指導、協力をお願いいたします。

最後に力強い意気込みを入った回答をお願いいたします。

○議長（上田健一君） 農業振興課長、前田昭雄君。

○農業振興課長（前田昭雄君） 今おっしゃったとおり、特産品加工センターは建設目的が氷川町の特産品のPRと地元農産物の活用促進です。そのためにまちづくり振興会と協議を進め、また情報を仕入れながら、良い結果が出るよう頑張っていきたいと思います。

以上です。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） 最後にですね、もう町長も指導されてることだと思えますけども、町長も一言よろしくをお願いいたします。

○議長（上田健一君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） ご質問ありがとうございました。まさに先行投資でありまして、地方創生事業を使った交付金。ただこれはですね、たぶん県内でも一番早く私ども

が取組んだと思っております。今、他の自治体がですね交付金事業を使ってやりたいというところがどんどん出てきてるんですよ。そういった意味ではですね。いち早く取組んでよかったなと思っておりますし、あの規模でございますから、大規模なですねメーカーさんと勝負することはできません。ただ隙間はたくさんあると思っておりますし、私ども独自の部分もたくさんございます。特にバンペイユのジュレにつきましては、天下の味覚糖さんがびっくりされました。あれを持って行ったんですよ。「どうしてこれを作られましたか。」て、「どうやって作られましたか。」て、大分研究されたそうなんです。しかしラインではできないんですね。うちは全部手詰めでございます。それはやはり粒が残ってるからなんですね。機械ではなかなかできないんですよ。それにびっくりされて、そういった意味ではですね、このジュレというのは一つのうちの一番の売りでございますし、国際線JALあたりもですね、かなり目を引いて注目してくれておりますので、そのあたりもしっかり売り込んでいきたいなというふうに思っております。あわせて、大切なことは、やはり農家の皆さん方のいわゆる所得の向上につなげていくのが最終的な目標でありますし、そのためにまちづくり振興会、いわゆるがですね、あそこの経営を担っているわけございまして、そういった意味ではその両方をですね、会社の経営とともに農家の皆さん方の所得向上につながるような加工に向けて、これからもしっかり頑張ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田健一君） 片山裕治君。

○11番（片山裕治君） いろいろと研究、ご検討されていることで安心しました。早期にですね氷川町特産加工センターが健全に運用できますことをお願いいたしました。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田健一君） 以上で片山裕治君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

-----○-----

散会 午後0時15分